

## 訴えの提起の専決処分報告について

教育総務課  
義務教育課

懲戒免職処分取消請求事件の控訴の提起について急施を要したので、長野県教育委員会事務処理規則第4条第2項の規定により、平成24年12月13日次のとおり専決処分したから報告します。

### 1 事件名

懲戒免職処分取消請求控訴事件（長野地方裁判所、平成23年（行ウ）第4号、懲戒免職処分取消請求事件に係る控訴）

### 2 当事者

(1) 第一審原告

元 [ ] 中学校教諭 [ ]

(2) 第一審被告

長野県（代表者 長野県教育委員会）

### 3 処分事案の概要

元中学校教諭は、平成21年4月10日、午後11時30分頃まで居酒屋で飲酒し、午前0時前頃に帰宅した。翌朝6時30分頃起床すると、貴重品が無いことに気づき、車に乗って探しに出かけたが発見できず、交番に出向き遺失物届を出した。その際、警察官から酒のにおいを指摘され検査を受けたところ、呼気1リットルにつき0.3ミリigramのアルコールが検知され、酒気帯び運転で検挙された。

### 4 経過

平成21年7月16日	教育委員会は懲戒免職処分を決定
平成21年9月8日	元教諭が人事委員会に審査請求を提出
平成22年10月18日	人事委員会が処分承認を裁決
平成23年4月11日	元教諭が長野地方裁判所に提訴
平成23年5月19日	教育委員会は応訴を決定
平成24年11月30日	長野地方裁判所が判決（懲戒免職処分取消）
平成24年12月14日	長野地方裁判所に控訴状を提出

### 5 第一審原告の請求の趣旨

酒気帯び運転に対して原則免職とする懲戒基準は、比例原則及び平等原則に反した違法な基準である。また、本件酒気帯び運転は飲酒翌朝の運転であり、酒気帯びの認識がなかったことや事故等を起こしていないことなどから、免職処分はあまりに重すぎ、裁量権を逸脱・濫用した違法な処分であり、懲戒免職処分の取り消しを求める。

## 6 第一審判決要旨

長野県教育委員会の酒気帯び運転に対する標準量定は、酒気を帯びていることについて故意又は故意に等しい重過失がある場合に原則として免職とし、軽い過失に過ぎない場合には停職と解すれば合理性が認められる。

原告の行為は、極めて軽率で非難されるべきものであるが、未必の故意あるいは故意に等しい重過失によるものとはいえ、原則として停職処分となるべき行為である。

その上で、事故や他の交通違反を犯していないことなどから、免職処分とすべき事情が存在するとはいえ、本件処分は、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したもので違法である。

したがって、長野県教育委員会が平成 21 年 7 月 16 日付けで原告に対してした懲戒免職処分を取り消す。

## 7 控訴の内容

第一審の判決は不服であるから、これを取り消す判決を求める。